

公益財団法人堺市文化振興財団 堺市新進アーティストバンク取扱規程

(目的)

第1条 堺市新進アーティストバンク（以下、「バンク」という。）は、新進アーティスト（以下、「アーティスト」という。）の情報を集積・公開し、その活動内容を広く周知することで、アーティストの発表及び活動の場を拡充するとともに、市民に文化芸術体験の機会を提供し、地域の文化芸術活動の振興に資することを目的とする。

(事務局)

第2条 バンクの事務局（以下、「事務局」という。）は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）内に置く。

(登録)

第3条 バンクに登録するアーティストは次の各号を満たしていなければならない。

(1) 堺市展入賞者又は堺市新人演奏会出演者で且つバンク登録につき、審査員の推薦を受けた者であること。

(2) 登録時の年齢が20歳以上40歳未満であること。

(3) 財団及び市民等の依頼に応じて公演及びワークショップ等の実施が可能であること。

2 財団理事長（以下、「理事長」という。）は、前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、登録を拒否することができる。

(1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合

(2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合

(3) 営利活動を主たる目的とする場合

(4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合

(5) 暴力団員及びこれに準じる団体に関わっていると認められる場合

(6) その他理事長が登録する者として適当でないと認める場合

3 アーティストは、堺市新進アーティストバンク登録申請書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、登録することを決定したときは、堺市新進アーティストバンク登録承認書（様式第2号）によりアーティストへ通知するとともに、同意を得た情報について、公開するものとする。

5 理事長は、アーティストをバンクに登録しなかったときは、その旨をアーティストに通知するものとする。

(登録期間)

第4条 バンクの登録期間は年度単位とし、第6条第1項に定める申出が無い限り、5年度まで登録できる。

2 理事長は、バンクの登録期間が満了したアーティストに対し、その旨を通知するものとする。

(登録情報の変更)

第5条 登録者は、当該登録情報に変更が生じたときは、堺市新進アーティストバンク登録変更届(様式第3号)を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により登録者から変更の届出を受けたときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

第6条 登録者から堺市新進アーティストバンク登録抹消申請書(様式第4号)により登録抹消の申出があったときは、理事長は、当該登録情報を抹消するものとする。

2 前項に規定するもののほか、理事長は次の各号のいずれかに該当する登録者について、その登録を抹消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって登録が行われたと認められた場合

(2) 正当な理由がなく活動を行わなかった場合

(3) 第3条第1項に掲げる3号を満たさなくなった場合

(4) 第3条第2項に掲げる各号のいずれかに該当した場合

(5) 第4条第1項に掲げる期間を満了した場合

(6) その他理事長が抹消することが適当であると認めた場合

3 理事長は、第1項及び第2項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者に通知するものとする。

(バンクの利用)

第7条 バンクを利用しようとする者(以下、「利用者」という。)は、堺市新進アーティストバンク利用申請書(様式第5号)を理事長に申請しなければならない。

2 バンクを利用した事業が実施できる区域は、原則として堺市内とする。

3 理事長は、バンクを利用することを承認した場合は、堺市新進アーティストバンク利用承認書(様式第6号)を利用者に通知する。

4 バンクを利用した事業の実施に関わる事項については、利用者と登録者間で協議を行うものとする。

5 登録者への謝礼、その他招聘に伴う経費等については、利用者が負担する。

6 利用者は、事業終了後1か月以内に堺市アーティストバンク利用報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(利用の制限)

第8条 理事長は、利用者がバンクの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しないものとする。

(1) 公序良俗に反する活動を行う、又は行うおそれがあると認められる場合

(2) 政治若しくは宗教活動を目的とする場合

- (3) 営利活動を主たる目的とする場合
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団員及びこれに準じる団体関わっていると認められる場合
- (6) その他理事長が許可しないことが適切であると認める場合

(バンクの終了)

第9条 理事長は、相当の理由があると認めるときは、登録者の承諾無くバンク制度を廃止することができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 バンクを通じて知り得た個人情報については、この規程に規定する目的以外に利用しない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

堺市新進アーティストバンク登録申請書

公益財団法人堺市文化振興財団 理事長 様

記入日: 年 月 日

フリガナ 登録名 * (団体名又は個人名)		生年月日
フリガナ 代表者氏名 * (団体の場合のみ)		生年月日
住 所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
活動ジャンル *		
活動内容/実績など*		
P R *		

※アーティストバンク HP 掲載用の写真を添付してください（電子データでの送付も可能です）。

アーティストバンクへの登録を申請するとともに、上記に記載の内容をアーティストバンクホームページ上で公開することに同意します（公開部分は*印のものに限ります）。

年 月 日
住所
氏名

様

公益財団法人 堺市文化振興財団
理 事 長 (印)

堺市新進アーティストバンク登録承認書

堺市新進アーティストバンク取扱規程第 3 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり堺市新進アーティストバンクに登録を承認します。

フリガナ 登録名 (団体名又は個人名)	
フリガナ 代表者氏名 (団体の場合のみ)	
活動ジャンル	
活動内容/実績など	
P R	

様式第3号

堺市新進アーティストバンク登録変更届

年 月 日

公益財団法人 堺市文化振興財団
理 事 長 様

氏 名
(代表者名)

堺市新進アーティストバンク取扱規程第5条第1項の規定に基づき、堺市新進アーティストバンク登録情報に下記の変更が生じたため届出ます。

変更内容（登録内容に追加がある場合もご記入ください。）

様式第4号

堺市新進アーティストバンク登録抹消申請書

年 月 日

公益財団 堺市文化振興財団
理 事 長 様

氏 名
(代表者名)

堺市新進アーティストバンク取扱規程第6条第1項の規定に基づき、堺市新進アーティストバンクに登録している情報について、抹消していただきますよう申請します。

様式第5号

堺市新進アーティストバンク利用申請書

公益財団法人 堺市文化振興財団
理 事 長 様

団 体 名
代表者名
住 所
電話番号

堺市新進アーティストバンクの利用について、次のとおり申請します。

記入年月日 年 月 日

希望アーティスト (記入可能な場合のみ)	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
希望する事業	実演 ・ 体験講座 ・ その他 ()	
希望内容	希望の日時・場所・参加人数・内容・謝礼額などをご記入ください。	
申請にあたっては、次の内容をご確認のうえ、□にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 利用にあたっては、堺市新進アーティストバンク取扱規程を遵守することを誓約します。 <input type="checkbox"/> バンクの利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、利用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。		

※堺市新進アーティストバンク利用に係るトラブルや事故等については、代表者の責任においてこれを行うものとします。

様式第 6 号

堺文財団 第 号
年 月 日

氏名

公益財団法人 堺市文化振興財団
理事長

堺市新進アーティストバンク利用承認書

堺市新進アーティストバンク取扱規程第 7 条第 3 項の規定に基づき堺市新進アーティストバンクの利用について、次のとおり承認します。

アーティスト名	
事業	実演 ・ 体験講座 ・ その他 ()
内容	

※堺市新進アーティストバンク利用に係るトラブルや事故等については、代表者の責任においてこれを行うものとします。

様式第7号

堺市新進アーティストバンク利用報告書

年 月 日

公益財団法人 堺市文化振興財団
理 事 長 様

団 体 名
フリガナ
代 表 者
住 所
電 話 番 号

堺市新進アーティストバンク取扱規程第7条第6項の規定に基づき堺市新進アーティストバンクの利用について、次のとおり報告します。

アーティスト名			
実施年月日	年 月 日	参加人数	
実施内容・感想等			
ご意見など	・アーティストバンク制度に関するご意見等をお聞かせください。		